

議第1号議案

市議会議員として自覚と目的意識を持ち行政視察 を行うことに対する決議

市議会は、市民の代表として自らその職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の発展と市民の公共の福祉向上に努めなければならない。

羽生市議会は市民の負託に応えられる議会を確立するために議会基本条例の策定をめざし、現在も協議を進めているところである。

そうした中であるにも関わらず、平成28年10月25日、26日、27日の総務文教委員会での行政視察において、議員が飲酒により宿泊施設や石川県警察当局に多大な迷惑をかける事態を起こした。

市民の選良として責任ある行動をとらなければならない市議会議員が、公務による視察で騒動を起こすことは言語道断である。

本来、行政視察は行政が抱える諸課題の解決、事務事業の比較、政策研究のため、先進的な取り組みを行なっている市町村に行くことであり、それは、公費・税金を使っている以上、羽生市を出発してから羽生市に到着するまで続いていることである。

我々羽生市議会議員は、このことを重く受けとめ、自覚と目的意識をしっかりと持ち、行政視察を行うこととする。

以上、決議する。

平成29年9月

埼玉県羽生市議会

平成 2 9 年 9 月 2 8 日 提出

埼玉県羽生市議会議員	齐	藤	隆
〃	野	中 一	城
〃	阿	部 義	治
〃	柳	沢	暁
〃	本	田	裕
〃	峯	寄 貴	生
〃	中	島 直	樹
〃	永	沼 正	人
〃	奥	沢 和	明
〃	根	岸 義	男
〃	島	村	勉
〃	保	泉 和	正
〃	丑久保	恒	行